

指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業に関する重要事項説明書

この説明書は、あなた（またはあなたのご家族）が利用を考えている指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業（以下「介護予防支援等」という。）について、生駒市東生駒地域包括支援センターと契約を締結する前に知っていただきたい内容を記載しています。

1. 生駒市東生駒地域包括支援センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0743-75-3367

（午前9時00分～午後5時00分、但し土曜日 午前9時00分～12時00分）

2. 生駒市東生駒地域包括支援センターの概要

（1）名称及びサービス提供地域

事業所名	生駒市東生駒地域包括支援センター
所在地	生駒市辻町53番地
介護保険指定番号	2900900032
サービスを提供する地域	生駒市辻町、小明町、谷田町、桜ヶ丘

（2）職員体制

		常 勤
管理者（兼務）		1名
介護予防支援等 担当職員	保健師	1名以上
	主任介護支援専門員	1名以上
	社会福祉士	1名以上
認知症地域支援推進員		1名
生活支援コーディネーター		1名
事務員		1名

（3）営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（祝日、12月30日～1月3日を除く）
営業時間	午前8時40分～午後5時20分 （但し土曜日12時30分まで）

3. 料金

（1）利用料

介護予防支援等は、介護保険制度から全額給付されるので、原則利用料（自己負担）は発生しません。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により事業者が介護保険制度から給付を受領（法定代理受領）できない場合等、下記に記載する料金について一旦お支払いいただく場合があります。

なお、第1号介護予防支援事業については、介護報酬として以下の金額が介護保険から事業者へ支払われます。介護予防通所介護または介護予防訪問介護以外の介護予防サービスを利用する場合の指定介護予防支援については、従来どおり介護報酬の告示上の額となります。また、今後介護保険法及び基準等に変更があった場合は変更後の算定による額とし、書面にて通知します。

※サービス提供開始月については初回加算が発生します。

※4か月目以降も継続される場合も引き続き利用料が発生します。

※継続利用要介護者（ケアマネジメントC1）は、3か月に1回のモニタリング実施時に、利用料（4,200円/回）が発生します。

ケアマネジメント プロセス	利用サービス		サービス提供 開始月 ＋初回加算	2 月 目	3 月 目
ケアマネジメント A	パワーアップ PLUS 訪問・通所サービス		4,200 円 ＋3,000 円	4,200 円	4,200 円
ケアマネジメント B1	パワーアップ 教室 転倒予防教室		4,200 円 ＋3,000 円	—	4,200 円
ケアマネジメント B2	通所型サービス A 訪問型サービス A	事業対象 者対象者 要支援 1・2	4,200 円 ＋3,000 円	4,200 円	4,200 円
		継続利用 要介護者	4,200 円		
ケアマネジメント C1	ひまわりの 集い	事業対象 者対象者 要支援 1・2	4,200 円 ＋3,000 円	—	—
		継続利用 要介護者 (※)	4,200 円		
ケアマネジメント C2	訪問型サービス B		4,200 円 ＋3,000 円	—	—
委託連携加算 (指定介護予防支援事業所がサービス計画の作成に協力した場合。 開始した日の属する月、利用者 1 人につき 1 回を限度)					3,000 円

4. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な装置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

5. サービスの内容に関する相談及び苦情

地域包括支援 センターの窓口	生駒市東生駒地域包括支援センター 電話番号 0743-75-3367 FAX 番号 0743-71-8086	
市町村の窓口	所在地 生駒市東新町 8 番 3 8 号 電話番号 0743-74-1111 FAX 番号 0743-74-9100 担当部署 生駒市役所 地域包括ケア推進課・介護保険課	
奈良県国民健康保険 団体連合会の窓口	所在地 橿原市大久保町 3 0 2 番 1 電話番号 0120-21-6899 FAX 番号 0744-29-8322	